参考例（要領第７の５(５)）

令和７年９月１５日

（派遣元）

　長野労働　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（派遣先）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社HW

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役職○○　氏名◇◇◇◇

**延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知**

労働者派遣法第４０条の２第７項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を通知します。

記

**１　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所**

株式会社ＨＷ　松本工場

　　　（松本市庄内〇-〇-〇）

**２　上記事業所の延長後の抵触日**

令和１０年１０月１日

**※派遣可能期間を延長した時は、速やかに派遣元事業主に対し、延長後の抵触日を通知しなければなりません。**